

2015年7月

UFC  
アンチ・ドーピング  
方針



Agência Antidopagem dos EUA

**非公式の翻訳**

UFC アンチ・ドーピング方針の公式版テキストは、UFC アンチ・ドーピングのウェブサイト (UFC.USADA.ORG) で公開されている英語版である。本ポリシーの英語版と翻訳版の間に齟齬がある場合は、英語版が優先されるものとする。

**プログラムの目的**

本方針は、UFCのアスリートの健康と安全の保護強化、及び公平な立場で競技を行う権利を守るためのものである。UFCは、本ポリシーで、あらゆるプロスポーツにおいて最高のアンチ・ドーピング・プログラムを提供することを目的にしている。

本アンチ・ドーピング方針は、世界アンチ・ドーピング規程(以降「規程」)に基づいて作成され、本書に記述される場合を除き、規程に合致する方法で解釈及び適用される。

本アンチ・ドーピング方針は、スポーツ規則と UFC スポーツを実施する条件によって構成されている。それは刑法及び民法と本質的に異なり、刑事及び民事訴訟に適用される国内法及び法的基準の対象とされる、又は制限されるものでもない。事実及び訴訟の法律を検討する際、すべての司法及び判決機関は、本アンチ・ドーピング方針の本質を認識及び尊重し、基になる規程が何か世界中の利害関係者の広範なスペクトルの総意を表すという事実を保護し、公正なスポーツを行なうことを確認する必要がある。

UFC は、本プログラムに基づくすべて、又は一部の責任及び権限を米国アンチ・ドーピング機構 (「USADA」)、その他のアンチ・ドーピング組織、又はアンチ・ドーピング・サービスを提供する第三機関に委ねることがある。UFC は、本プログラムで USADA、その他のアンチ・ドーピング機関又は UFC が委託したアンチ・ドーピング・サービスを提供する第三機関を言及している。

**方針の適用範囲と適用**

本アンチ・ドーピング方針は、UFC 及びその役員、従業員、及び個々の下請け業者、さらには UFC 主催の試合の参加者に適用される。また、以下にも適用される。競技者、競技者のサポートスタッフ、及びその他の人に適用され、各自がUFCとの契約、競技委員会による認可、UFC 主催の試合における認定及び参加の条件として、又は UFC の試合に参加する競技者の準備において、本アンチ・ドーピング方針による管理に同意し、UFC 及び USADA の本アンチ・ドーピング方針を施行する権限を受け入れ、第 8 条に指定される聴聞パネルの本アンチ・ドーピング方針に基づいた案件を聴聞及び判断する管轄を受け入れたと見なされる。具体的には、本方針は以下に適用される。

- A. UFC と契約しているすべての競技者で、UFC との契約開始日から契約終了日まで、又は UFC に対して競技からの引退を通知するまで;
- B. UFC の試合にあらゆる立場において参加するサポートスタッフで、これには、マネージャー、コーチ、トレーナー、セコンド、エージェント、オフィシャル、医療従事者、若しくは UFC 又は USADA に対して競技者が特定したサポートスタッフが含まれる。

本ポリシーの対象である間に、アンチ・ドーピング方針違反を行った競技者、サポートスタッフ、又はその他の人は、UFC 又は USADA の権限終了を引き起こした関係の後でも結果管理及び規律の目的で本ポリシーの対象のままとなる。

**第 1 条 ドーピングの定義**

ドーピングとは、本方針の第2.1 項から第2.10 項に定められている一又は二以上のアンチ・ドーピング規則に対する違反が発生することをいう。

**第 2 条 アンチ・ドーピング規則違反**

第 2 条は、アンチ・ドーピング規則違反が成立する状況及び行為を明記することを目的とする。ドーピング事案の聴聞会は、一又は二以上のこれらの個別の規則に対する違反の主張に基づき開始されることになる。

競技者又はその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反の構成要件、禁止表に掲げられた物質及び方法を知る責任を負わなければならない。

次に掲げる事項が、アンチ・ドーピング方針違反を構成する。

## 2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること

- 2.1.1** 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在した場合には、競技者はその責任を負う。ゆえに、第 2.1 項に基づくアンチ・ドーピング方針違反を証明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。
- 2.1.2** 次のいずれかが証明された場合には、上記第 2.1 項に基づくアンチ・ドーピング方針違反の十分な証拠となる。  
競技者のA検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在した場合であって、当該競技者がB検体の分析を放棄し、B検体の分析が行われない場合；競技者のB検体が分析され、B検体に、A検体で発見された禁止物質若しくはその代謝物若しくはマーカの存在が追認された場合；又は、WADA 分析機関に関する国際基準に記述される条件に基づいて、競技者のB検体が二つの瓶に分けられ、第二の瓶の分析が、第一の瓶において発見された禁止物質又はその代謝物若しくはマーカの存在を追認した場合。
- 2.1.3** 禁止表に量的閾値が明記されている物質を除き、競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカの存在が検出された場合、その量の多寡にかかわらず、アンチ・ドーピング方針違反が成立する。
- 2.1.4** 第 2.1 項における一般原則の例外として、内因的にも生成されうる禁止物質についての評価に関する特別な基準を禁止表又は国際基準において定めることができる。

## 2.2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること

- 2.2.1** 禁止物質が体内に入らないようにすること及び禁止方法を使用しないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。ゆえに、禁止物質又は禁止方法の使用についてのアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。
- 2.2.2** 禁止物質若しくは禁止方法の使用又は使用の企てが成功したか否かは重要ではない。アンチ・ドーピング方針違反は、禁止物質若しくは禁止方法を使用したこと、又は、その使用を企てたことにより成立する。

## 2.3 検体の採取の回避、拒否又は不履行

本アンチ・ドーピング方針において定められた通告を受けた後に、検体の採取を回避し、又は、やむを得ない理由によることなく検体の採取を拒否し若しくはこれを履行しないこと。

## 2.4 居場所情報関連義務違反

UFC の定めた「居場所情報に関する指針」で定義されている12か月間の期間内に 3 回居場所情報関連義務違反を犯すこと。

## 2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること

ドーピング・コントロールの過程を妨害するが、別途禁止方法の定義には含まれない行為。不当な改変とは、ドーピング・コントロール役職員を意図的に妨害し若しくはこれを妨害しようと企てること、UFC 又は USADA に虚偽の情報を提供すること、又は、潜在的な証人を脅かし若しくは脅かすことを企てることを含むが、これに限らない。

## 2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること

- 2.6.1** 競技会(時)において禁止物質若しくは禁止方法を競技者が保有し、又は、競技会外において競技会外における禁止物質若しくは禁止方法を競技者が保有すること。但し、当該保有が第4.4 項の規定に従って付与された治療使用特例(以下、「TUE」という。)又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合は、この限りではない。
- 2.6.2** 競技者、競技会又はトレーニングに関係して、禁止物質若しくは禁止方法を競技会(時)においてサポートスタッフが保有し、又は、競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を競技会外においてサポートスタッフが保有すること。但し、当該保有が第4.4 項の規定に従って競技者に付与されたTUE又はその他の正当な理由に基づくものであることをサポートスタッフが証明した場合は、この限りではない。

## 2.7 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は、不正取引を企てること

## 2.8 競技会(時)において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること



## 2.9 違反関与

他の人によるアンチ・ドーピング規則違反、アンチ・ドーピング方針違反の企て、又は第 10.12.1 項の違反に関する、支援、助長、援助、教唆、共謀、隠蔽、又はその他のあらゆる違反への意図的な関与。

## 2.10 特定の対象者との関わり禁止

競技者又はその他の人による、職務上又はスポーツと関連する立場での以下の事項に該当するサポートスタッフとの関わり。

- 2.10.1 UFC、USADA、その他のアンチ・ドーピング機関、又は競技委員会の管轄にあり、資格停止期間中であるもの。
- 2.10.2 UFC、USADA、その他のアンチ・ドーピング機関、又は競技委員会の管轄に服しておらず、仮にかかる人に本アンチ・ドーピング方針が適用される場合、本アンチ・ドーピング方針違反を構成したであろう行為について、刑事手続、懲戒手続若しくは職務上の手続において有罪判決を受け、又は、かかる事実が認定されたもの。かかる人の関わりが禁止される状態は、刑事、職務上若しくは懲戒の決定から 6 年間又は課された刑事、懲戒若しくは職務上の制裁措置の存続期間のいずれか長い方の期間、有効とする。又は、
- 2.10.3 第2.10.1 項又は第2.10.2 項に記載される個人のための窓口又は仲介者として行動しているサポートスタッフ。

本条項が適用されるためには、競技者又はその他の人が、従前より、競技者又はその他の人がUSADA から、書面にて、サポートスタッフに関わりを禁止される状態にあること及び関わりを持った場合に賦課される措置の内容について通知されており、かつ、当該競技者又はその他の人が関わりを合理的に回避できたことを要する。また、USADA は、第2.10.1 項及び第2.10.2 項に記載される基準が自己に適用されない旨の説明をサポートスタッフが 15 日以内に USADA に対して提起できるということについて、競技者又はその他の人に対する通知の対象であるサポートスタッフに知らせよう、合理的な努力を行うものとする(第 17 条に関わらず、サポートスタッフの関わり禁止の原因となった行為が第 20.5 項に定める効力発生日に先立ち行われた場合であっても、本条は適用される)。

第 2.10.1 項又は第 2.10.2 項に記載されたサポートスタッフとの関わりが、職務上又はスポーツと関連する立場においてなされたものではないことの举证責任は、競技者又はその他の人がこれを負う

## 第 3 条 ドーピングの証明

### 3.1 举证責任及び証明の程度

アンチ・ドーピング方針違反が発生したことを証明する責任は、USADA が負うものとする。証明の程度は、USADA が聴聞パネルに対して、真摯にアンチ・ドーピング方針違反を主張し、納得のできる証明ができたか否かによる。当該証明の程度は、すべての事案について単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑いの余地がない程度に証明される必要はない。一方、アンチ・ドーピング方針に違反したと主張された競技者又はその他の人が推定事項に反論し、又は、特定の事実や事情を証明するための举证責任を本方針によって負わされる場合には、証明の程度は、証拠の優越とする。

### 3.2 事実の証明方法及び推定の方法

アンチ・ドーピング方針違反に関する事実は、自認を含むあらゆる信頼性のおける手段により証明される。ドーピング事案においては、次の証明原則が適用される。

- 3.2.1 関係する科学コミュニティ内における協議を経た後 WADA により承認され、ピアレビューを経た分析方法及び閾値の設定は、科学的に有効なものであると推定される。
- 3.2.2 WADA 認定の分析機関、及びその他 WADA が承認する分析機関では、「分析機関の国際基準」に基づいて検体の分析及び管理の手続を実施しているものと推定される。競技者又はその他の人は、違反が疑われる分析報告を引き起こした可能性のある「分析機関の国際基準」からの逸脱が発生したことを証明することにより上記の推定に反論できる。競技者又はその他の人が、違反が疑われる分析報告を引き起こした可能性のある「分析機関の国際基準」からの逸脱の発生を提示することによって上記の推定に反論する場合、USADA は、当該逸脱が、違反が疑われる分析報告を引き起こしていない証明する責任を負うものとする。
- 3.2.3 その他の国際基準、又は他のアンチ・ドーピング方針、又は本アンチ・ドーピング方針で定める規則からの逸脱が、違反が疑われる分析報告、又はその他のアンチ・ドーピング方針違反の原因ではない場合、これらの証拠若しくは結果等は無効にはならないものとする。競技者又はその他の人が、不利な分析結果に基づくアンチ・ドーピング方針違反、又はその他アンチ・ドーピング方針違反の合理的な原因となった可能性のあるその他の国際基準又は他のアンチ・ドーピング方針若しくは規則からの逸脱を証明した場合、USADA は、その

逸脱が、違反が疑われる分析報告の原因、又は、アンチ・ドーピング方針違反の事実上の根拠でないことを証明する責任を負うものとする。

- 3.2.4 正当な司法権を持つ裁判所もしくは職務上の懲戒の裁決機関によって確定され、それについて不服申立てがなされていない事実は、競技者又はその他の人が、その決定が自然的正義の原則に反するものであることを証明しない限り、その事実に関する決定の名宛人である競技者又はその他の人にとって反証できない証拠となる。
- 3.2.5 聴聞会までに合理的な時間的余裕を与えた上での要請の後に、(直接又は聴聞パネルの指示に基づき電話により)聴聞会に出頭し、かつ、聴聞パネル又は USADA からの質問に対して回答することについて、競技者又はその他の人がこれを拒絶した場合、聴聞パネルは、アンチ・ドーピング方針違反の聴聞会において、その事実を根拠として、アンチ・ドーピング方針に違反した旨を主張された競技者又はその他の人に対して不利益となる推定を行うことができる。

## 第4条 禁止表

### 4.1 禁止表の組み込み

本アンチ・ドーピング方針には、規程の第 4.1 条に説明されているとおり、WADA が公表及び修正する禁止表が組み込まれている。禁止表又は改定において別段の定めがない限り、禁止表及び改定は、UFC による特別の措置を要せずに、WADA による公表の3か月後に、本アンチ・ドーピング方針の下で発効される。すべての競技者又はその他の人は、失効日から追加の手続きなく、禁止表及びその改訂に従うものとする。すべての競技者及びその他の人は、最新の禁止表及びその改訂内容を把握しておく義務がある。

### 4.2 禁止表において特定される禁止物質及び禁止方法

#### 4.2.1 禁止物質及び禁止方法

禁止物質及び禁止方法は、将来の競技において競技力を向上する可能性、又は隠蔽の可能性があるため、禁止表には、常時(競技会(時)及び競技会外において)ドーピングとして禁止されている禁止物質及び禁止方法、並びに競技会(時)においてのみ禁止されている物質及び方法を特定する。

#### 4.2.2 特定物質

第10条の適用にあたり、すべての禁止物質を「特定物質」とする。但し、禁止表に特定されている蛋白同化薬及びホルモンの各分類、並びに禁止表に明示された興奮薬、ホルモン拮抗薬及び調節薬は除く。また、禁止表に追加された新種の禁止物質で、WADA の常任委員会が特定物質に指定しないものも除外する。「特定物質」の分類は、禁止方法を含まないものとする。

### 4.3 WADAによる禁止表の決定

WADA による、禁止表に含める禁止物質及び禁止方法、禁止表のカテゴリとなる物質の分類、及び常時、又は競技会(時)のみ禁止される物質の分類における決断は、最終であり、その物質又は方法がマスキング剤ではなかった、又はパフォーマンスを向上させる、健康リスクを示す、若しくはスポーツの精神に違反する可能性はなかったという議論に基づいて、競技者又はその他の人によりその正当性を疑う対象とはならない。

### 4.4 治療使用特例(「TUE」)

4.4.1 禁止物質若しくはその代謝物、マーカ存在、又は禁止物質若しくは禁止方法の使用、使用の企て、保有若しくは投与、投与の企ては、USADA が認可する TUE の条項に適合する場合には、アンチ・ドーピング方針違反とは判断されないものとする。

4.4.2 禁止物質又は禁止方法を使用又は使用を企てるすべての競技者は、USADA の TUE 又は UFC が作成した TUE 方針で確認しなければならない。

4.4.3 本アンチ・ドーピング方針の適用範囲において UFC 又は USADA の対象であり、競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関から TUE を付与される競技者は、USADA に対して速やかに TUE の控えと、TUE の補足資料すべてを提出しなければならない。USADA には、競技者に対して補足資料及び証拠資料を要求する権限がある。USADA は、TUE、TUE の補足資料、及び USADA が要求する追加資料の要請を USADA が受領してから 21 日間以内に、競技者に対して TUE の承認又は拒否のいずれかを通知しなければならない。

4.4.4 TUE の要請は、以下のスケジュールに従って提出すること。(a) 競技者による試合への参加が予定されていない場合で禁止医薬品の使用予定日より 21 日以上前；(b) 競技者の試合参加が 90 日以降に予定されている場合で使用予定日より 90 日以上前；又は (c) 90 日以内の事前通知で競技者が試合に参加する場合は可能な限り早く。USADA では、提出又は申請の遅延に対して TUE の遡及を考慮する。但し、USADA に

より、申請の遅延が、競技者がコントロールできない要因に起因しないと判断された場合、競技者は、TUE 申請の処理費用を最大で全額負担する場合がある。

#### 4.4.5 TUE の失効、取消、撤回、破棄

**4.4.5.1** 本アンチ・ドーピング方針に従った TUE 付与:(a) 付与された期限が終了すると、通知又は手続きなどを行わずに自動的に失効する; (b) TUE 付与時に TUE 委員会によって賦課された条件を競技者が速やかに従わないと取り消される; 又は (c) 付与後に TUE の付与基準が満たされていない場合は、TUE 委員会により撤回されることがある。

**4.4.5.2** この場合、TUE の失効、取消、撤回、破棄の有効日以前の TUE に従い、その競技者は、その競技者による当該禁止物質又は禁止方法の使用、保有、又は投与に基づいたいかなる措置の対象とならないものとする。第 7.2 項に基づく後続の違反が疑われる分析報告の審査において、その報告は、アンチ・ドーピング方針違反が主張されないその日までの禁止物質又は禁止方法の使用と一貫性があるかどうかを考慮する必要がある。

#### 4.4.6 競技委員会との連携

UFC 又は USADA は、適切な競技委員会と協力して TUE の申請を調整する。UFC の競技者は通告を受ける立場にある。但し、UFC 及び USADA は競技委員会による UFC TUE の認識、又は独自の TUE の付与に関する決定には関与しないため、UFC の競技者は、競技委員会独自の TUE が付与されていない限り、競技委員会が禁止する物質又は方法は使用しないこと。さらに、競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関から TUE を付与された競技者は、UFC TUE を申請する必要がある。

#### 4.4.7 UFC が却下した TUE 申請の不服申立て

USADA による TUE 申請の却下は、本ポリシー及び UFC 又は被指名人が採用する TUE ポリシーで定められる不服審査後、UFC の仲裁規程に従って不服申し立てを提起することができる。

## 第 5 章 検査及びドーピング捜査

### 5.1 検査及びドーピング捜査の目的

USADA の協力の下、USADA、又は UFC が実施する検査及びドーピング捜査は、専らアンチ・ドーピングの目的でのみ行われるものとする。検査は、検査及び捜査の国際基準条項、及び国際基準を補完又は修正する特定の UFC 実施要項に準拠して実施される。

**5.1.1** 検査は、禁止物質又は禁止方法の存在／使用の世界規程による厳格な禁止に対する、競技者の遵守(又は非遵守)に関する分析証拠を得るために行われるものとする。USADA が実施する、検査配分計画、検査、検査後の作業、及び関連作業は、UFC 実施要項により修正されていない限り、検査及び捜査の国際基準に適合して行われるものとする。USADA は、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に従って行われる競技順位に基づく検査、事前通告なしの検査及び特定対象検査の数を決定するものとする。UFC 実施要項で修正されていない限り、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の条項は、当該すべての検査につき自動的に適用されるものとする。

**5.1.2** ドーピング捜査は以下のとおり行われる。

**5.1.2.1** 非定型報告及びアスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告に関連して、第 7.2 項及び第 7.3 項にそれぞれ従い、第 2.1 項及び／又は第 2.2 項に基づきアンチ・ドーピング方針違反が発生したかを判定するためにインテリジェンス又は証拠(特に分析的証拠を含む)を収集する目的で行われる。

**5.1.2.2** その他のアンチ・ドーピング方針違反となりうる事項に関連して、第 7.4 項及び第 7.5 項にそれぞれに従い、第 2.2 項から第 2.10 項のいずれかの条項に基づきアンチ・ドーピング方針違反が発生したかを判定するためにインテリジェンス又は証拠(特に非分析的証拠を含む。)を収集する目的で行われる。

**5.1.3** USADA 及び UFC は、効果的で、インテリジェンスを活用し、かつ相応である検査配分計画の策定について連絡し、特定対象検査を計画し、潜在的アンチ・ドーピング方針違反に対するドーピング捜査の基礎を形成し、及び／又はアンチ・ドーピング規則違反を証拠に基づいて立件するために、あらゆる利用可能な情報源からアンチ・ドーピング・インテリジェンスを取得し、評価し、処理することができる。

### 5.2 検査を行う権限

**5.2.1** USADA は、本アンチ・ドーピング方針(「ポリシーの適用範囲と適用」の項)で特定するすべての競技者に対し、競技会(時)検査権限及び競技会外検査権限を有するものとする。



5.2.2 USADA は、自己が検査権限を有する競技者(資格停止期間中の競技者を含む)に対し、時間又は場所を問わず、検体を提供することを要請することができる。

### 5.3 競技大会時の検査

5.3.1 UFC の試合において競技委員会が要求しない限り、検体の採取は、USADA 又はその被指名人により主導され、指示されるべきである。

### 5.4 検査配分計画

検査及びドーピング捜査に関する「国際基準」に従い、USADA は、検査の種類、採取される検体の種類、及び検体分析の種類を考慮した、効果的で、インテリジェンスを活用し、かつ相応の検査配分計画を策定し、実施するものとし、これらはすべて「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の要件に適合するものとする。

### 5.5 検査の連携

USADA は、競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関と連携して同じ競技者に対して検査を実施することがある。

### 5.6 競技者の居場所情報

競技者は、UFC が定めた「居場所情報に関する指針」に従って各自の居場所情報を USADA に提供しなければならない。

### 5.7 引退した UFC 競技者の UFC 競技会への復帰

5.7.1 UFC に引退の通知を付与した、又は何らかの理由により UFC との契約関係を失った競技者は、競技に復帰する意図を UFC に書面により通知し、競技会に復帰する前に 4か月間にわたり検査を受けられるようになるまで、UFC 競技会の競技に復帰できない。UFC は、例外的な状況がある、又は 4か月前の事前の書面による通知要件の厳密な適用が競技者にとって明確に不公平である場合には、その通知要件を適用しないことができる。

5.7.2 競技者が資格停止期間中に UFC の競技から引退する場合には、当該競技者は、UFC に対し、競技に復帰する意図を少なくとも 4か月前までに書面により通知し(又は競技者が引退した日付において残る資格停止期間が 4か月を超える場合には、当該期間に相当する通知)、当該通知期間につき検査を受けられるようになるまで、UFC の試合又は競技委員会が承認又は認可した競技会における競技に復帰しないものとする。

## 第 6 条 検体の分析

検体は、次に掲げる原則に基づいて分析されるものとする。

### 6.1 認定分析機関及び承認分析機関の使用

第 2.1 項において、検体は、WADA 認定分析機関、又は WADA により承認されたその他の分析機関によってのみ分析される。検体分析のために使用される WADA 認定分析機関又は WADA 承認分析機関の選択は、USADA のみが決定するものとする。第 2.1 項以外の目的の場合、USADA は、WADA 認定分析機関又は WADA によって承認された分析機関以外による検体の分析を信頼することがある。

### 6.2 検体の分析の目的

6.2.1 6.2.1 検体の分析は、禁止表において特定されている禁止物質及び禁止方法の検出、並びに世界規程第 4.5 項に記載される監視プログラムに従って WADA が定めるその他の物質の検出、競技者の尿、血液若しくはその他の基質に含まれる関係するパラメータについて、DNA 検査及びゲノム解析を含む検査実施における USADA の支援、又はその他正当なアンチ・ドーピング上の目的のために行われるものとする。検体は、将来の分析を行うために採取し、保管することができる。

### 6.3 検体の研究

競技者から書面による同意を得ない限り、研究目的のために検体を使用することはできない。第 6.2 項に記載された以外の目的で検体を使用する際は、そこから特定の競技者にたどり着くことができないように、個人を特定する手段をすべて取り除かなければならない。

### 6.4 検体分析及び報告の基準

分析機関は、「分析機関に関する国際基準」に基づいて検体を分析し、その結果を報告するものとする。

6.4.1 「分析機関に関する国際基準」に定められているとおり、分析機関は、独自の判断及び費用負担におい

て、USADA が指定していない禁止物質又は禁止方法を検出する目的で、検体を分析することができる。このような分析の結果は報告されるものとし、その他のすべての分析結果と同様の有効性及び結果を有するものとする。

## 6.5 検体の更なる分析

検体は、A検体及びB検体双方の分析結果(若しくはB検体の分析をする権利が放棄され若しくは分析が行われない場合においては、A検体の結果)がアンチ・ドーピング方針違反の主張の根拠として USADA から競技者に通知されるのに先立ち、いつでも USADA により保管され、更なる分析の対象とされることができる。検体の更なる分析は、「分析機関に関する国際基準」の各要件に適合するものとする。

検体は、いつでも USADA の裁量により、第 6.2 項に定める目的のために保管され、更なる分析の対象とされることができる。検体の更なる分析は、「分析機関に関する国際基準」の各要件に適合するものとする。

## 第 7 条 結果の管理

USADA 又はその被指名人は、本ポリシーの下、アンチ・ドーピング方針違反に対して結果の管理を実施する排他的な権限を有する。

### 7.1 USADA が主導する検査の結果管理

USADA 又はその被氏名人の主導する検査の結果に関する結果の管理は以下のとおり進められるものとする

- 7.1.1 すべての分析の結果は、分析機関の正当な代表者の署名した報告において、暗号化された様式により、USADA に送付されなければならない。すべてのコミュニケーションは機密保持されなければならない。
- 7.1.2 USADA は、違反が疑われる分析報告を受領するにあたり、(a) 違反が疑われる分析報告が、UFC TUE 方針に定めるとおりに付与され、若しくは付与される予定である TUE と適合しているか否か、又は (b) 違反が疑われる分析報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの明らかな逸脱が存在するか否かを判断するために、審査を行うものとする。
- 7.1.3 第 7.1.2 項に基づき違反が疑われる分析報告に関する初期審査を行った結果、適用のある TUE 若しくは UFC TUE 方針に定められた TUE の資格、又は違反が疑われる分析報告の原因となる逸脱も確認されない場合、USADA は、速やかかつ同時に I、UFC、及び競技委員会(該当する場合)に対して通知しなければならない。この通知には、第 14.1.3 項の説明に従って、以下の情報を含める必要がある。(a) 違反が疑われる分析報告；(b) 違反が問われたアンチ・ドーピング方針の内容；(c) 競技者は、B検体の分析を速やかに要求できる権利を有しており、指定された期限までに当該要求を行わなかった場合には、B検体の分析を要求する権利を放棄したとみなされること；(d) 競技者又は USADA がB検体の分析を要求した場合に、B検体の分析(「分析機関に関する国際基準」に指定されている機関以内に予定されている)が行われる日時及び場所；(e) 競技者又は競技者の代理人は、「分析機関に関する国際基準」において規定された期間内に行われる当該B検体の開封と分析に立ち会う機会を有すること；(f) 競技者は、「分析機関に関する国際基準」により要請される情報を含む、A及びB検体の分析機関書類一式の写しを要求する権利を有すること (g) 賦課されている暫定的資格停止(ある場合)。USADA が、違反が疑われる分析報告をアンチ・ドーピング方針違反として扱わないことを決定した場合には、競技者にその旨を通知するものとする。
- 7.1.4 競技者又は USADA が要請した場合には、「分析機関に関する国際基準」に指定されている期間内にB検体を検査する取り決めを行うものとする。競技者は、B検体の分析に関する要件を放棄することにより、A検体の分析結果を受諾することができる。上記にかかわらず、USADA はB検体の分析を進めることを選択することができる。
- 7.1.5 競技者及び／又はその代理人は、B検体の分析の場に立ち会うことが認められる。検体の分析は、「分析機関に関する国際基準」に指定されている期間内に行われる。また、USADA の代理人もその場に立ち会うことが認められる。
- 7.1.6 B検体が陰性であることが証明された場合には、(USADA が当該時間を第 2.2 項に基づくアンチ・ドーピング方針違反として扱わない限り)、検査全体が陰性とみなされ、競技者及び UFC はその旨の通知を受けるものとする。
- 7.1.7 禁止物質又は禁止方法の使用が特定された(たとえば、B検体の分析によりA検体の分析が追認された)場合、又はB検体の分析が要請されなかった、若しくは放棄された場合、競技者は以下の通知を受ける。(a) 主張されたアンチ・ドーピング方針違反の内容；(b) その主張の根拠、(c) 第 14.1.3 項に定められた追加情報；(d) 課せられる制裁措置；(e) 通知日から 10 日間以内に聴聞を要請することができる競技者の権利；及び (f) 競技者が本項の節に記されている期間内に聴聞を要請しない場合、制裁措置が即座に賦課されるものとする。



本方針のあらゆる目的において、競技者又はその他の人に対する通知は、競技者又はその他の人の USADA 又は UFC の法務部に登録されている最新の住所に翌日配達日で配送する、又は USADA 又は UFC の法務部に登録されている競技者又はその他の人の最新の電子メールアドレスにメール送信するなど、効率的な方法で行われるものとする。実際の通知は、その他の方法で行われる場合がある。

## 7.2 違反が疑われる分析報告の審査

- 7.2.1** 分析機関に関する国際基準に規定されているように、ある状況下においては、分析機関は、内生的にも生成される禁止物質の存在を、非定型報告、すなわち、更なるドーピング捜査の対象となる報告として、報告するように指示されることがある。
- 7.2.2** USADA は、違反が疑われる分析報告を受領するにあたり、(a) 適用のある TUE が付与されているか否か、若しくは UFC TUE ポリシーに定めるとおり付与されるのか否か、又は、(b) 非定型報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの明らかな逸脱が存在するか否かを確認するための審査を実施するものとする。
- 7.2.3** 仮に、第 7.2.2 項に基づく非定型報告の審査を行った結果、適用のある TUE の存在又は非定型報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの逸脱が確認された場合には、検査全体が第 2.1 項の目的に対して陰性とみなされ、競技者はその旨連絡を受けるものとする。
- 7.2.4** 仮に、審査を行った結果、適用のある TUE の存在又は非定型報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの逸脱も確認されない場合、USADA は、所要のドーピング捜査を実施し、又はドーピング捜査が実施されるようにしなければならない。当該ドーピング捜査が完了した後、当該非定型報告が違反の疑われる分析報告として扱われる場合は、第 7.1.7 項に従ってその通知を競技者が受けるものとする。
- 7.2.5** USADA は、ドーピング捜査を完了し、かつ、非定型報告を違反が疑われる分析報告として提出するかを決定するまでは、次に掲げるいずれかの事情が存在する場合を除き、非定型報告に関する通知を行わない。
- 7.2.5.1** USADA がドーピング捜査の結果を出す前に B 検体の分析を実施すべきであると決定した場合には、非定型報告及び第 7.1.3 項 (d) から (f) に記載された情報に関する記述を含む通知を競技者に行った後で B 検体の分析を実施することができる。
- 7.2.5.2** UFC が、競技委員会から、競技委員会から認可されている競技者に未解決の非定型報告があるか否かの開示を求められた場合には、UFC は当該競技者に対して非定型報告に関する通知を行った後に、当該競技委員会に対してその旨を通知するものとする。

## 7.3 アスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく非定型報告及びアスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査

USADA は、他のアンチ・ドーピング機関にアスリート・バイオリジカル・パスポート情報を提供したり、提供を受けたりする。

アスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく非定型報告及びアスリート・バイオリジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査は、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」並びに「分析機関に関する国際基準」の定めに従い行われる。USADA が、アンチ・ドーピング方針違反が発生したと認めた場合には、第 7.1.7 項の規定のとおり競技者に速やかに通知するものとする。

## 7.4 居場所情報関連義務違反の審査

USADA は、UFC の居場所情報に関する指針の定義に従って、潜在的な居場所情報提出義務違反を審査する。USADA が、第 2.4 項のアンチ・ドーピング方針違反が発生したと認めた場合には、第 7.1.7 項の規定のとおり特定された情報を競技者に速やかに通知するものとする。

## 7.5 第 7.1 項から第 7.4 項の規定の適用が及ばないその他のアンチ・ドーピング規則違反の審査

USADA は、第 7.1 項から第 7.4 項の規定の適用が及ばないアンチ・ドーピング方針違反の可能性に関する追加のドーピング捜査を実施するものとする。USADA が、アンチ・ドーピング方針違反が発生したと認めた場合には、第 7.1.7 項の規定のとおり特定された情報を競技者又はその他の人に速やかに通知するものとする。

## 7.6 従前のアンチ・ドーピング規則違反の特定

USADA は、上記の定めのとおり、主張されたアンチ・ドーピング方針違反を競技者又はその他の人に通知するのに先立ち、従前のアンチ・ドーピング方針違反が存在するか否かを判断する試みを実施するものとする。

## 7.7 暫定的資格停止

- 7.7.1** 任意の暫定的資格停止:USADA は、第 7.1 項に記載される審査及び通知の後いつでも、かつ第 8 条に記載される終局的な聴聞会に先立ち、アンチ・ドーピング規則違反が主張される競技者又はその他の人に対して暫定的資格停止を賦課することができる。
- 7.7.2** 第 7.7.1 項に従い暫定的資格停止が賦課される場合には、競技者又はその他の人は、(a) 暫定的資格停止の賦課に先立ち若しくは当該賦課の後、適時な時期のいずれかにおいて、暫定聴聞会の機会、又は (b) 暫定的資格停止の賦課の後、適時な時期において、第 8 条に従った、緊急の終局的な聴聞会の機会のいずれかを付与されるものとする。
- 7.7.2.1** 競技者が、当該違反が汚染製品の使用によるものである可能性があることを USADA 又は聴聞パネルに対し立証した場合には、暫定的資格停止は取り消されることがある。
- 7.7.3** A検体の違反が疑われる分析報告に基づき暫定的資格停止が賦課されたが、それに続くB検体の分析がA検体の分析結果を追認しない場合には、競技者は、第 2.1 項の違反を理由としてそれ以上の暫定的資格停止は賦課されないものとする。
- 7.7.4** 競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング方針違反につき通知を受けたが、暫定的資格停止は賦課されなかったすべての場合において、競技者又はその他の人は、当該案件の解決を待って、暫定的資格停止を任意に受諾する機会を与えられるものとする。

## 7.8 聴聞会のない解決

- 7.8.1** アンチ・ドーピング方針違反が主張された競技者又はその他の人は、当該違反をいつでも自認し、聴聞会を放棄し、USADA が申し入れる措置を受諾することができる。
- 7.8.2** 前項の方法に代わり、アンチ・ドーピング規則違反が主張された競技者又はその他の人が、当該違反を主張する USADA が送付した通知において指定された期限内に当該主張を争わなかった場合には、当該競技者又はその他の人は、当該違反を自認し、聴聞会を放棄し、USADA が申し入れる措置を受諾したものとみなされるものとする。
- 7.8.3** 第 7.8.1 項又は第 7.8.2 項が適用される場合には、聴聞パネルにおける聴聞は要請されないものとする。代わりに、USADA は当該アンチ・ドーピング方針違反行為が行われた旨及びその結果として賦課された措置を確認し、賦課された資格停止期間についての完全な理由を記載した決定書を速やかに発行するものとする。UFC は、第 14.3.2 項に従い当該決定を一般開示するものとする。

## 7.9 引退又は UFC との契約終了

USADA が、非定型報告又は違反が疑われる分析報告の審査を含む結果の管理過程を進めている間に競技者が引退する又は UFC との契約を停止する場合には、USADA は、当該結果の管理過程を完了させる権限を保有し続ける。仮に、競技者が結果の管理過程の開始前に引退又は UFC との契約を停止する場合は、競技者がアンチ・ドーピング方針に違反した時点において USADA が競技者に対して結果を管理する権限を有する場合、USADA はそのアンチ・ドーピング方針違反について、結果を管理する権限を有するものとする。サポートスタッフ又はその他の人がアンチ・ドーピング方針に違反した時点で USADA がその人物に対して結果を管理する権限を有する場合、USADA は、そのアンチ・ドーピング方針違反に対する結果を管理する権限を有するものとする。

## 第 8 条 公平な聴聞を受ける権利

- 8.1** アンチ・ドーピング方針違反を疑われている競技者又はその他の人は、UFC の仲裁規程の定めに従って聴聞を受ける権利がある。
- 8.2** 聴聞を受ける権利の放棄

聴聞を受ける権利は、明示的に、又は、競技者又はその他の人が USADA のポリシーに違反した旨の主張に対し UFC のポリシーに定められた特定の期間内に異議申立てをしないことにより放棄される。

## 第 9 条 [意図的に省略]

## 第 10 条 個人に対する制裁措置

### 10.1 アンチ・ドーピング方針違反が発生した競技会における成績の失効

競技会開催期間中又は競技大会に関連してアンチ・ドーピング方針違反が発生した場合、UFC の決定により、当該競技大会において得られたすべての競技者の成績は失効し、当該競技大会において獲得したタイトル、ランキング、賞金又は褒賞の剥奪を含む措置が課される。但し、第 10.1.1 項に定める場合は、この限りではない。

競技者の結果を失効させるか否かを検討する際の要素としては、例えば、競技者によるアンチ・ドーピング方針違反の重大性や、競技者の過誤の度合いなどが挙げられる。

- 10.1.1** 競技者がアンチ・ドーピング方針違反に関して自己に「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、その競技会の競技者の成績は失効しないものとする。但し、当該競技者の成績が、当該違反による影響を受けていると考えられる場合は、この限りではない。

### 10.2 禁止物質及び禁止方法の存在、使用若しくは使用の企て又は保有に関する資格停止

第 2.1 項、第 2.2 項又は第 2.6 項の違反による資格停止期間は、第 10.4 項、第 10.5 項又は第 10.6 項に基づく短縮又は猶予の可能性、又は第 10.2.3 項の資格停止の期間延長の可能性を条件として、以下のとおりとする。

- 10.2.1** 非指定物質又は禁止方法が関連しないアンチ・ドーピング方針違反の場合の資格停止期間は、2 年間とする。
- 10.2.2** 指定物質が関連するアンチ・ドーピング方針違反の場合の資格停止期間は、1 年間とする。
- 10.2.3** さらに悪化させるような状況が生じている場合の資格停止期間は、最大 2 年間がさらに追加される。

### 10.3 その他のアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止

第 10.2 項に定められた以外のアンチ・ドーピング方針違反に関する資格停止期間は、第 10.5 項又は第 10.6 項が適用される場合を除き、次のとおりとするものとする。

- 10.3.1** 第 2.3 項又は第 2.5 項の違反の場合には、資格停止期間は 2 年間から 4 年間とする。
- 10.3.2** 第 2.4 項の違反の場合には、資格停止期間は 2 年間とし、競技者の過誤の程度により最短 6 か月となるまで短縮することができる。本項における 2 年間から 6 か月までの資格停止期間の柔軟性は、直前の居場所情報変更パターン又はその他の行為により、競技者が検査の対象となることを避けようとしていたという重大な疑義が生じる場合には当該競技者にはこれを適用しない。
- 10.3.3** 第 2.7 項又は第 2.8 項の違反の場合には、資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で 4 年間、最長で永久資格停止とするものとする。18 歳未満の者に関連する第 2.7 項又は第 2.8 項の違反は、特に重大な違反であると考えられ、サポートスタッフによる違反が特定物質に関する違反以外のものであった場合には、当該サポートスタッフに対して永久資格停止が課されるものとする。さらに、第 2.7 項又は第 2.8 項の重大な違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関又は司法機関に対して報告がなされるものとする。
- 10.3.4** 第 2.9 項の違反の場合には、資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で 2 年間、最長で 4 年間が課されるものとする。
- 10.3.5** 第 2.10 項の違反の場合には、資格停止期間は 2 年間とし、競技者又はその他の人の過誤の程度及び当該事案のその他の事情により、最短 9 か月となるまで短縮することができる。

### 10.4 過誤又は過失がない場合における資格停止期間の取消し

個別事案において、競技者又はその他の人が「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、その証明がなければ適用されたであろう資格停止期間は取り消されるものとする。

### 10.5 過誤の程度に基づいた資格停止期間の短縮

- 10.5.1** 第 2.1 項、第 2.2 項又は第 2.6 項の違反に基づく特定物質又は汚染製品に関する制裁措置の短縮

#### 10.5.1.1 指定物質

アンチ・ドーピング方針違反が特定物質に関連する場合において、競技者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できるときには、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で第 10.2.2 項に定められている資格停止期間とする。



#### 10.5.1.2 汚染製品

競技者又はその他の人により検出された禁止物質が汚染製品に由来していたことを立証できる場合、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で第 10.2 項に定められている資格停止期間とする。

10.5.1.3 薬物乱用にもなる指定物質の場合には、UFC 及び USADA が承認したりハビリテーション・プログラムを完了することにより、予定されていた停止期間が軽減されることがある

#### 10.5.2 その他のアンチ・ドーピング方針違反

第 10.5.1.1 項又は第 10.5.1.2 項に定められていないアンチ・ドーピング方針違反の場合には、適用されたであろう資格停止期間は、第 10.6 項に該当した場合の更なる短縮又は取消しに加え、競技者又はその他の人の過誤の程度により、短縮することができる。但し、かかる場合において、短縮された後の資格停止期間は、適用されたであろう資格停止期間の 2 分の 1 を下回ってはならない。別段適用されたであろう資格停止期間が永久に亘る場合には、本項に基づく短縮された後の資格停止期間は 8 年を下回ってはならない。

### 10.6 資格停止期間の取消し、短縮若しくは猶予又は過誤以外を理由とするその他の措置

#### 10.6.1 アンチ・ドーピング方針違反を発見又は証明する際の実質的な支援

10.6.1.1 USADA は、競技者又はその他の人が USADA 又はその他のアンチ・ドーピング機関、刑事司法機関又は懲戒機関に対して、実質的な支援を提供し、その結果、(i) USADA 又は他のアンチ・ドーピング機関が他の人によるアンチ・ドーピング方針違反を発見し、若しくは該当手続を提起し、実質的な支援を提供している人により提供された情報を USADA に提出した場合、又は (ii) 刑事司法機関若しくは懲戒機関が他の人により犯された刑事犯罪若しくは職務規程に対する違反を発見し、若しくは該当手続を提起するに至り、実質的な支援を提供した人により提供された情報が、USADA により利用可能となった場合には、USADA の単独の裁量で、資格停止及びその他の措置のすべて又は一部を猶予することができる。実質的な支援及びそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間及びその他の措置が猶予される程度は、競技者又はその他の人により行われたアンチ・ドーピング方針違反の重大性及び競技者又はその他の人により提供されたスポーツにおけるドーピングの根絶のための実質的な支援の重要性により定まるものとする。競技者又はその他の人が、継続的に、協力せず、資格停止期間又はその他の措置の猶予の根拠となった完全かつ信頼性を有する実質的な支援を行わない場合には、USADA は、元の資格停止期間及びその他の措置を復活させるものとする。

#### 10.6.2 その他の証拠がない場合におけるアンチ・ドーピング方針違反の自認

アンチ・ドーピング方針違反を証明しうる検体の採取の通知を受け取る前に(又は、第 2.1 項以外のアンチ・ドーピング方針違反事案において、第 7 条に従って自認された違反に関する最初の通知を受け取る前に)、競技者又はその他の人が自発的にアンチ・ドーピング方針違反を自認し、当該自認が、自認の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠である場合には、資格停止期間を短縮することができる。但し、短縮後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間の半分を下回ることはできない。

#### 10.6.3 アンチ・ドーピング方針違反の速やかな自認

USADA により問われた後に、競技者又はその他の人が主張されたアンチ・ドーピング方針違反につき速やかに自認する場合、それは、アンチ・ドーピング方針で資格停止期間の上限及び下限を設定する際の緩和要因として考慮される。また、さらに状況を悪化させる状況に起因する制裁措置の可能性を排除する。

### 10.7 複数回の違反

10.7.1 競技者又はその他の人が 2 回目のアンチ・ドーピング方針違反を行った場合、資格停止期間は、以下に掲げる事項のうち、最も長い期間とする。

(a) 6か月間;

(b) 1 回目のアンチ・ドーピング方針違反に課された資格停止期間の 2 分の 1。但し、第 10.6 項に基づく短縮を考慮しない。

(c) 2 回目のアンチ・ドーピング規則違反を、あたかも初回の違反であるかのように取り扱った上で、それに適用可能な資格停止期間の 2 倍。但し、第 10.6 項に基づく短縮を考慮しない。

上記において定まった資格停止期間は、第 10.6 項の適用により、更なる短縮の対象となりうる。

10.7.2 回目のアンチ・ドーピング方針違反は、それが 2 回目の違反であった場合課せられる資格停止期間の最小期間を 2 倍した期間となり、最長で常に永久の資格停止となる。

**10.7.3** 競技者又はその他の人が過誤又は過失がないことを立証したアンチ・ドーピング方針違反は、本項において従前の違反とは判断されないものとする。

**10.7.4** 潜在的な複数違反に関する追加的な規則

**10.7.4.1** 第 10.7 項に基づいて制裁措置を課すことにおいて、競技者又はその他の人が第 7 条に基づくアンチ・ドーピング方針違反の通知を受けた後に、又は、USADA がアンチ・ドーピング規則違反の通知をするために合理的な努力を行った後に、当該競技者又は当該人が 2 回目のアンチ・ドーピング方針違反を行ったことを USADA が証明できた場合のみ、そのアンチ・ドーピング方針違反は 2 回目のアンチ・ドーピング違反であると判断される。USADA がその事実を証明することができない場合には、その 2 回の違反は、全体として一つの 1 回目の違反として扱われ、それに対する制裁措置は、より厳しいものが課されるものとする。

**10.7.4.2** 1 回目のアンチ・ドーピング方針違反に対する制裁措置の賦課の後、USADA が 1 回目の違反に関する通知以前に発生した競技者又はその他の人によるアンチ・ドーピング方針違反の事実を発見した場合、USADA は、仮に 2 つの違反が同時に裁定されていたならば課されたであろう制裁措置に基づいて追加の制裁措置を課すものとする。複数のアンチ・ドーピング方針違反のうちより早い方のアンチ・ドーピング方針違反まで遡ったすべての競技会における結果は、第 10.8 項に規定されているとおりに失効する。

**10.7.4.3** 競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関により本ポリシーの発効日の前又は後に決定された判断は、競技者又はその他の人による禁止物質又は禁止方法が関係する規則に違反したという報告、又はアンチ・ドーピング方針違反は、手続きが公平であり、その違反がこれらのポリシーの違反であり、そうでなければ制裁措置と見なされる場合に、本ポリシーに基づく違反と見なされる。

**10.7.5** 10 年以内の複数回のアンチ・ドーピング方針違反

第 10.7 項の適用において、各アンチ・ドーピング方針違反を複数回の違反とみなすためには、それぞれ違反が 10 年以内に発生していなければならない。

## 10.8 検体の採取又はアンチ・ドーピング方針違反後の競技会における成績の失効

第 10.1 条に基づき、競技会における成績が失効することに加えて、アンチ・ドーピング方針違反の発生日から、暫定的資格停止又は資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての競技成績は、公平性の観点から別途要請される場合を除き、UFC により失効するものとし、その結果として、タイトル、ランキング、賞金又は褒賞の剥奪を含む措置が課される。

## 10.9 剥奪賞金の負担

競技委員会による要請がない限り、剥奪された賞金は、UFC の独自の裁量により、プログラムの費用を補正するか、アンチ・ドーピング研究活動に与えられる。

## 10.10 金銭的追加措置

第 10 条に記載されているその他の措置に加えて、UFC は、アンチ・ドーピング方針違反をした競技者又はその他の人に対して、違反の重大性及び競技者又はその他の人に関連する対価により、総計最大 \$500,000 ドルの罰金を課すことがある。罰金として UFC が徴収したすべての金額は、第 10.9 項と同様の方法が適用される。

UFC により課せられる金銭的制裁措置は、本方針に基づき適用される資格停止期間、又はその他制裁措置を軽減する根拠とは判断されない。

## 10.11 資格停止期間の開始

以下に定める場合を除き、資格停止期間は、聴聞パネルが資格停止を定める終局的な決定を下した日、又は、聴聞会に参加する権利が放棄され若しくは聴聞会が行われない場合には、資格停止を受け入れた日、若しくは別途資格停止措置が課された日を起算日として開始するものとする。

**10.11.1** 競技者又はその他の人の責に帰すべきではない遅延

聴聞手続又はドーピング・コントロールの各局面において競技者又はその他の人の責に帰すべきではない大幅な遅延が発生した場合には、USADA は、最大で、検体の採取の日又は直近のその他のアンチ・ドーピング方針違反の発生日のいずれかまで、資格停止期間の開始日を遡及させることができる。資格停止期間中(遡及的資格停止を含む)に獲得されたすべての競技結果は、UFC により失効されるものとする。

### 10.11.2 適時の自認

競技者又はその他の人が、USADA により、アンチ・ドーピング方針違反に問われた後、速やかに(いずれの場合も、競技者とは、競技者が再度競技に参加する前を指す)アンチ・ドーピング方針違反を自認した場合には、最大で、検体の採取の日又は直近のその他のアンチ・ドーピング方針違反の発生日のいずれかまで資格停止期間の開始日を遡及させることができる。但し、いずれの事案においても、本条が適用される場合には、競技者又はその他の人は、競技者又はその他の人が制裁措置の賦課を受け入れた日、制裁措置を賦課する聴聞パネルが決定を下した日又は制裁措置がその他の方法で賦課された日から開始して、少なくとも資格停止期間の半分を服するものとする。本項は、資格停止期間が第 10.6.3 項により既に短縮されている場合には適用されないものとする。

### 10.11.3 服した暫定的資格停止又は資格停止期間の控除

**10.11.3.1** 競技者又はその他の人に暫定的資格停止が課され、かつ、当該競技者又はその他の人がこれを自発的に受け入れ遵守した場合、当該競技者又はその他の人は、最終的に課されうる資格停止期間から、当該暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。

**10.11.3.2** 資格停止期間に対する控除は、競技者が競技に参加せず、又は、所属チームから参加を停止させられていたか否かにかかわらず、暫定的資格停止又は競技委員会による出場停止の発効日以前の期間に対しては与えられないものとする。

## 10.12 資格停止期間中の地位

### 10.12.1 資格停止期間中の参加の禁止

資格停止を宣言された競技者又はその他の人は、その資格停止期間中、UFC の競技会、競技委員会が認可又は公認する大会又は試合、又は署名当事者、署名当事者の加盟機関又は署名当事者の加盟機関のクラブ若しくは他の加盟機関が認定、若しくは主催する競技会若しくは活動(但し、認定されたアンチ・ドーピング関連の教育プログラム若しくはリハビリテーション・プログラムは除く)には、いかなる立場においても参加できない。

### 10.12.2 資格停止期間中の参加の禁止の違反

資格停止の宣告を受けた競技者又はその他の人が、資格停止期間中に第 10.12.1 項の参加の禁止に違反した場合には、その参加に伴う結果は失効し、元の資格停止期間と同じ長さの新たな資格停止期間が元の資格停止期間の終わりに追加されるものとする。新たな資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度及び当該事案のその他の状況に基づいて USADA により、調整されることがある。

サポートスタッフ又はその他の人が、資格停止中の参加禁止に違反した人を支援した場合、USADA は、その支援に対して第 2.9 項の違反に基づく制裁措置を課すものとする。

## 10.13 制裁措置の自動公開

各制裁措置のうちの義務的事項として、第 14.3 項に定めるとおり、自動公開が含まれるものとする。

## 第 11 条 **[意図的に省略]**

## 第 12 条 **[意図的に省略]**

## 第 13 条 **[意図的に省略]**

## 第 14 章 **守秘義務及び報告**

### 14.1 **違反が疑われる分析報告、非定型報告、その他の主張されたアンチ・ドーピング方針違反に関する情報**

#### 14.1.1 競技者及びその他の人に対するアンチ・ドーピング方針違反の通知

競技者又はその他の人に対する主張されたアンチ・ドーピング方針違反の通知は、本アンチ・ドーピング方針の第 7 項及び 14 項に定めるとおりとするものとする。



**14.1.2** 競技委員会及びその他のアンチ・ドーピング機関に対するアンチ・ドーピング方針違反の通知  
競技者又はサポートスタッフに通知された同時期、又はその後、競技者又はその他の人が州の法律や規制又は関連するアンチ・ドーピング機関で認可されている、又は対象となっている場合、競技委員会に対してアンチ・ドーピング方針違反の主張が通知される。

**14.1.3** アンチ・ドーピング方針違反の通知の内容  
第 2.1 項によるアンチ・ドーピング方針違反の通知には、少なくとも、競技者の氏名、出身国、特定の競技会に関連した違反の有無、検査種別（競技会外の検査又は競技会（時）検査）、検体の採取日、分析機関が報告した分析結果、その他「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」により要請される他の情報が含まれる。

第 2.1 項に基づく場合以外のアンチ・ドーピング方針違反の通知には、少なくとも、違反した方針、主張された違反の根拠、当該違反が特定の競技会に関連しているかどうかを示さなければならない。違反に関連する可能性のある試合がある場合にそれを適切に特定しないと、通知が無効にされず、又は本方針に基づく結果の失効が有効にならない。

**14.1.4** 状況の報告  
USADA が第 14.1.2 項に基づくアンチ・ドーピング方針違反の通知を受けた場合、UFC は、通知を受けた競技委員会又はアンチ・ドーピング機関に対して当該違反の解決についての説明を書面で提供するものとする。

## 14.2 [[意図的に省略]

## 14.3 一般開示

**14.3.1** USADA からアンチ・ドーピング方針に違反したと主張されている競技者又はその他の人の身元、及びその主張の事実上の根拠は、第 7.1.3 項、第 7.2.4 項、第 7.3 項、第 7.4 項又は第 7.5 項に基づき当該競技者又はその他の人に対して通知がなされた後にはじめて、UFC によって一般開示されることができる。

**14.3.2** 第 8 条に基づく聴聞で決断が言い渡された、聴聞を受ける権利が放棄された、又は主張されたアンチ・ドーピング方針違反に対して適切な時期に異議が唱えられなかったときから 20 日以内に、UFC は、違反の対象となったアンチ・ドーピング方針、違反をした競技者又はその他の人の氏名、関係する禁止物質又は禁止方法（存在する場合）、及び課せられた措置を含む問題の処分について一般報告しなければならない。

**14.3.3** 聴聞会の後に、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング方針に違反していないと決定された場合、そのアンチ・ドーピング方針違反が一般開示されている場合は除き、その決定は、その決定の対象である競技者又はその他の人の同意がある場合のみ一般開示される。

**14.3.4** 開示は、少なくとも、義務づけられた情報を UFC のウェブサイトにおいて 1 か月間又は資格停止期間の存続期間のいずれか長い方の期間掲載するか、その他の方法で公開するものとする。

**14.3.5** USADA 若しくは WADA 認定分析機関、又はそれらの役員などは、当該競技者若しくはその他の人又はその代理人に起因する公のコメントに対応する場合を除き、（手続き及び科学的知見の一般的な説明とは異なる）未決の事案における特定の事実につき公に見解を述べてはならない。

**14.3.6** 第 14.3.2 項において要請される義務的な一般報告は、アンチ・ドーピング方針違反を行ったと判断された競技者又はその他の人が 18 歳未満の者の場合には要請されないものとする。18 歳未満の者に関する事案における任意的な一般報告は、当該事案の事実及び状況に釣り合うものとする。

## 14.4 統計数値の報告

UFC ドーピング・コントロール活動の全体的な統計数値の報告書を公表する。UFC 各検査において検査を受けた各競技者の氏名及び検査の日付に関する報告書についても公表することができる。

## 14.5 データプライバシー

**14.5.1** UFC 及び USADA は、本アンチ・ドーピング方針及び国際基準（特に「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」を含む）に従い、各々のアンチ・ドーピング活動を遂行するために必要かつ適切である場合には、競技者及びその他の人に関する個人情報を収集、保管、加工、又は開示することができる。

**14.5.2** 本アンチ・ドーピング方針に従って UFC、USADA 又は任意の人物に個人データを含む情報を提出する競技者は、適切なデータ保護法に従い、UFC、USADA 又は任意の人物が本アンチ・ドーピング方針を実行する目的で、プライバシー及び個人情報保護の国際基準に従い、及び本アンチ・ドーピング方針の実行に必要なそれらの情報を収集、処理、開示することに同意したと見なされる。

- 14.5.3 TUE を適用した結果として提出又は取得されるデータはなく、検体の収集又は分析、若しくはアンチ・ドーピング捜査は、医療情報又はヘルスケア情報と見なされる。

## 14.6 捜査に関連する情報の共有

UFC 又は USADA は、UFC、USADA、競技委員会、又はその他のアンチ・ドーピング機関が実施した捜査に関連して、競技委員会又は規程署名当事者であるアンチ・ドーピング機関と機密情報を共有することができる。

## 第 15 条 決定の適用及び承認

- 15.1 本アンチ・ドーピング方針に適合し、かつ、署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果又は競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関によるその他の終局的な決定は、UFC により承認され、尊重されるものとする。
- 15.2 UFC、及び競技者、サポートスタッフ、及び本アンチ・ドーピング方針の対象であるその他の人物は、本アンチ・ドーピング方針に関連して UFC 又は USADA が行う決定は、すべての競技委員会、競技委員会により承認又は認可された競技会を主催するその他の主催者、及びその他のアンチ・ドーピング機関により認識され、UFC 又は USADA の決断が有効になるために必要なすべての措置を講じることを期待するものである。

## 第 16 条 [意図的に省略]

## 第 17 条 時効

アンチ・ドーピング方針規則違反が発生したと主張された日から 10 年以内に、競技者又はその他の人が第 7 条の定めに従いアンチ・ドーピング方針違反の通知を受けなかった場合、又は通知の付与が合理的に試みられなかった場合には、当該競技者又はその他の人に対してアンチ・ドーピング方針違反の手続は開始されないものとする。

## 第 18 条 教育

UFC 及び USADA は、ドーピングのないスポーツのための情報、教育及び予防プログラムを計画、実施、評価、及び監督し、競技者及びサポートスタッフによるそれらのプログラムへの積極的な参加を支援するものとする。

## 第 19 条 [意図的に省略]

## 第 20 条 アンチ・ドーピング方針の改訂と解釈

- 20.1 本アンチ・ドーピング方針は、UFC により適宜改定される。別段の指示がない限り、改訂は、UFC のアンチ・ドーピング用ウェブサイト ([UFC.USADA.ORG](http://UFC.USADA.ORG)) に公開してから 30 日間後に有効となる。
- 20.2 本アンチ・ドーピング方針は独立、かつ自立した文書として解釈されるものとし、既存の法令を参照して解釈されないものとする。
- 20.3 本アンチ・ドーピング方針の各部及び各条項の見出しは、便宜上のものであって、本アンチ・ドーピング方針の実体規定の一部とはみなされず、また、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響するものであるとはみなされない。
- 20.4 規程、規程の各条項に付されている解説、及び国際基準は、本アンチ・ドーピング方針の解釈に使用されるものとする。但し、矛盾が生じる場合は、本アンチ・ドーピング方針が優先されるものとする。
- 20.5 本アンチ・ドーピング方針は、2015年7月1日(「有効日」)に発効され、有効となる。「ポリシーの適用範囲と適用」に記述のない限り、保留事項が有効日以前に遡って適用されることはない。但し、有効日より前に競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関により証明されたアンチ・ドーピング方針違反は、有効日以降に発生した違反について第 10 条に基づいて制裁措置を認定する場合には、「1 回目の違反」又は「2 回目の違反」として数えられる。

20.6 本アンチ・ドーピング方針の正文は、英語とする。英語版とその他の言語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先するものとする。

## 第 21 条 競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務

### 21.1 競技者の役割及び責務

- 21.1.1 本アンチ・ドーピング方針について精通し、遵守すること。
- 21.1.2 いつでも検体採取に応じること。
- 21.1.3 アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと。
- 21.1.4 医療従事者に対して自らが禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを伝達するとともに、自らが受ける医療処置について、本方針に基づき採択されたアンチ・ドーピング方針に対する違反に該当しないようにすることに関して責任を負うこと。
- 21.1.5 競技者が過去 10 年の間に行ったアンチ・ドーピング方針違反について、競技委員会又は非署名当事者により認定された決定があれば、それを UFC 及び USADA に開示すること。
- 21.1.6 アンチ・ドーピング方針違反についてドーピング捜査を実施する UFC 及び USADA に協力すること。競技者がアンチ・ドーピング方針違反についてドーピング捜査を実施する UFC 及び USADA に全面的に協力しない場合は、UFC の「ファイター行動指針」又はその他の規律に基づいて不正行為を問われることがある。

### 21.2 サポートスタッフの役割及び責務

- 21.2.1 本アンチ・ドーピング方針について精通し、遵守すること。
- 21.2.2 競技者の検査プログラムに協力すること。
- 21.2.3 競技者の価値観及び行動に対して自らの影響力を行使して、アンチ・ドーピングの態度を培うこと。
- 21.2.4 競技者が過去 10 年の間に行ったドーピング違反について、競技委員会又は非署名当事者により認定された決定があれば、それを UFC 及び USADA に開示すること。
- 21.2.5 アンチ・ドーピング方針違反についてドーピング捜査を実施する UFC 及び USADA に協力すること。サポートスタッフがアンチ・ドーピング方針違反についてドーピング捜査を実施する UFC 及び USADA に全面的に協力しない場合は、UFC の規律に基づいて不正行為を問われることがある。
- 21.2.6 サポートスタッフは、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用又は保有しないものとする。サポートスタッフが正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用又は保有すると、UFC の規律に基づいて不正行為を問われることがある。

## 第 22 条 権利放棄及び免責

試合に参加する、又は準備する、若しくは試合に参加する又は準備する競技者と共に行動する場合の条件として、競技者、サポートスタッフ及びその他の人は、UFC、USADA 及びその被指名人に対して、既知又は未知に関わらず、現在又は将来生じる、弁護士費用、誠意による行為又は不行為から生じるあらゆる請求、要望、訴因が及ばないように保護することに合意するものとする。



## 付属文書 1 定義

投与:他の人による、禁止物質又は禁止方法の提供、供給、管理、促進、その他使用又は使用の企てへの参加をいう。但し、この定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質又は禁止方法に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、又、その禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと、若しくは競技力を向上させるために意図されたものであることについて状況全体から立証された場合を除き、この定義は、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。

違反が疑われる分析報告:WADA 認定分析機関、又は「分析機関に関する国際基準」及びこれに関連するテクニカルドキュメントに適合する WADA 承認分析機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在(内因性物質の量的増大を含む)が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告:適用のある国際基準において記載されているアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。

さらに悪化させるような状況:さらに悪化させるような状況は、アンチ・ドーピング方針違反が意図的であり、アンチ・ドーピング方針違反に競技者の試合におけるパフォーマンスを向上させる大きな可能性を秘めており、以下のいずれかの要因が存在する場合に生じる。競技者又はその他の人が、単独、又はアンチ・ドーピング方針違反を意図的に行う陰謀又は共同作戦にいずれかで、ドーピング防止計画又はテーマの一環としてアンチ・ドーピング方針違反を行った；競技者又はその他の人が、複数の禁止物質又は禁止方法を使用又は保有した、若しくは禁止物質又は禁止方法を複数回使用又は保有した；競技者又は人がアンチ・ドーピング方針違反の発覚又は決定を回避するために欺く、又は妨害行為を行った。

アンチ・ドーピング機関:UFC、USADA、WADA、 規程署名当事者、又はアンチ・ドーピング・プログラムの実施を担当するその他の機関。

競技者:UFC と契約しているあらゆるファイター、又はUFC の試合にファイターとして参加するファイター、若しくは UFC の試合に参加を予定しているファイター。

アスリート・バイオロジカル・パスポート:「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」及び「分析機関に関する国際基準」に記載される、データを収集及び照合するプログラム及び方法。

サポートスタッフ:試合に参加し、又は、そのための準備を行う競技者と共に行動し、治療を行い、又は、支援を行うコーチ、トレーナー、セコンド、マネージャー、エージェント、オフィシャル、医療従事者、又はその他の人をいう。

競技委員会:州又はその他の政府事業体が設立又は公認した規制機関で、総合格闘技大会又はそのような大会への参加者を規制、承認、認可、又は承諾する権限を持つ。

企て:アンチ・ドーピング方針違反に至ることが企図される行為の過程における実質的な段階を構成する行動に意図的に携わることをいう。但し、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を行おうとした当該違反の企てのみを根拠としてアンチ・ドーピング方針違反があったことにはならない。

非定型報告:違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、「分析機関に関する国際基準」又はこれに関連するテクニカルドキュメントに規定された更なるドーピング捜査を要求する旨の、WADA 認定分析機関又はその他の WADA 承認分析機関からの報告をいう。

アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告:該当する国際基準において、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告として記載される報告をいう。

試合:UFC により推進又は実施される総合格闘技の競技会又は試合。

規範:世界アンチ・ドーピング規程をいう。

アンチ・ドーピング方針違反の措置〔措置〕:競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング方針違反を行った場合に、次に掲げるもののうちの一又は二以上の措置が講じられることをいう。(a)「失効」とは、特定の試合における競技者の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得タイトル、ランキング、賞金及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。(b)「資格停止」とは、一定期間にわたって、競技者又はその他の人に対して、アンチ・ドーピング規則違反を理由として、第 10.12.1 項の規定のとおり、試合若しくは競技会への参加が禁止されることをいう。(c)「暫定的資格停止」とは、第 8 条の規定に従って開催される聴聞会において終局的な判断が下されるまで、競技者又はその他の人による試合又は競技会への参加が暫定的に禁止されることをいう。(d)「金銭的措置」とは、アンチ・ドーピング方針違反を理由として賦課される金銭的制裁措置をいう。(e)「一般開示」又は「一般報告」とは、一般公衆に対する情報の拡散又は伝達をいう。

汚染製品:製品ラベル及び合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。

失効:上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

ドーピング・コントロール:居場所情報の提出、検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、TUE、結果の管理並びに聴聞会を含む、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決までのすべての段階及び過程をいう。

過誤〔過誤〕とは、義務の違反又は特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。競技者又はその他の人の過誤の程度を評価するにあたり考慮すべき要因は、例えば、当該競技者又はその他の人の経験、当該競技者又はその他の人が 18 歳未満の者であるか否か、障がい等の特別な事情、当該競技者の認識すべきであったリスクの程度、並びに認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該競技者が払った注意の程度及び行った調査を含む。競技者又はその他の人の過誤の程度を評価する場合に考慮すべき事情は、競技者又はその他の人による期待される行為水準からの逸脱を説明するにあたり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。例えば、競技者又はその他の人が、当該違反が競技者のパフォーマンスを向上させるためのものでなかったことを証明できる場合には、その要因も、競技者又はその他の人の過誤の程度を評価する際に考慮されるものとする。

金銭的措置:上記の「アンチ・ドーピング方針違反の措置」を参照すること。

競技会(時):競技会(時)とは、予定されている計量が開始される 6 時間前に開始され、試合が終了から 6 時間後に終了する期間をいう。

資格停止:上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

国際基準:規程を支持する目的で WADA によって採択された基準をいう。(他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして)国際基準を遵守しているというためには、国際基準に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表されたテクニカルドキュメントを含むものとする。

マーカ:化合物、化合物の集合体又は生物学的変数であって、禁止物質又は禁止方法の使用を示すものをいう。

代謝物:生体内変化の過程により生成された物質をいう。

18 歳未満の者:18 歳に達していない自然人をいう。

過誤又は過失がないこと:競技者又はその他の人が禁止物質若しくは禁止方法の使用若しくは投与を受けたこと、又はその他のアンチ・ドーピング方針に違反したことについて、自己が知らず、又は、推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず、推測もできなかつたであろう旨を当該競技者が証明した場合をいう。18 歳未満の者の場合を除き、第 2.1 項の違反につき、競技者は禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについても証明しなければならない。

競技会外:競技会(時)以外の期間をいう。

参加者:競技者又はサポートスタッフをいう。

人:自然人又は組織その他の団体をいう。

保有:実際に物理的に保有している状態、又は擬制保有をいう(これに該当するものは、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は、禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼし、又は、支配を及ぼすことを意図している場合に限られる)。但し、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は、禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、当該人が禁止物質又は禁止方法の存在を知っており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があった場合のみが擬制保有に該当する。但し、人が、アンチ・ドーピング方針に違反した旨の通知(種類は問わない)を受ける前に、アンチ・ドーピング機関に対する明確な表明により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起こしていた場合には、当該保有のみを根拠としてアンチ・ドーピング方針違反があったことにはならない。本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物質又は禁止方法の購入(電子的その他の方法を含む)は、当該購入者による保有を構成する。

禁止表:禁止物質及び禁止方法を特定した表をいう。

禁止方法:禁止表に記載された方法をいう。

禁止物質:禁止表に記載された物質又は物質の分類をいう。

暫定聴聞会:第 7.9 項との関係において、第 8 条に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、競技者に対して通知を交付し書面又は口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

暫定的資格停止:上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

一般開示又は一般報告:上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

検体又は標本:ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

署名当事者:規程に署名し、本規程を遵守することに同意したスポーツ団体をいう。

特定物質:第 4.2.2 項を参照すること。

実質的な支援:第 10.6.1 項との関係において、実質的な支援を提供する人は、(1) 自己が保有するアンチ・ドーピング方針違反に関するすべての情報を署名入りの書面により完全に開示し、(2) USADA 又は聴聞パネルからの要求がある場合には、例えば、聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する事案のドーピング捜査及び裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、手続が開始された事案の重大な部分を構成するものでなければならず、仮に手続が開始されていない場合には、手続の開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

不当な改変:不適切な目的又は不適切な方法で変更すること;不適切な影響を生じさせること;不適切な形で介入すること;又は結果の変更若しくは通常の手続を踏むことの回避を目的として妨害し、誤導し、若しくは詐欺的行為に携わること。をいう。

特定対象検査:「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に定める基準に基づき、検査のために特定の競技者を選出することをいう。

検査:ドーピング・コントロールの過程のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の輸送を含む部分をいう。



不正取引:アンチ・ドーピング機関の管轄に服する競技者、サポートスタッフ又はその他の人が、第三者に対し、(物理的方法、電子的方法その他方法を問わず)禁止物質又は禁止方法を販売、供与、輸送、送付、配送又は頒布すること(又は当該目的のために保有すること)をいう。但し、この定義は、真正かつ適法な治療目的、又はその他認められる正当理由のために使用された禁止物質に関する「誠実」な医療従事者の行為を含まないものとし、全体的な状況として当該禁止物質が競技力を向上させるためであるが、真正かつ適法な治療目的を意図したものではないことが立証された場合を除き、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。

TUE:第 4.4 項に記載される、治療使用特例をいう。

UFC:アルティメット・ファイティング・チャンピオンシップ及び UFC が本アンチ・ドーピング方針に基づいて責任又は権限を委任するあらゆる団体で、米国アンチ・ドーピング機関を含むがこれに限定されない。

USADA:米国のアンチ・ドーピング機関、又は本アンチ・ドーピング方針に基づいた義務を遂行するために UFC と契約したあらゆる団体。

使用:あらゆる禁止物質又は禁止方法において、手段を問わず、これを利用、塗布、服用、注入若しくは摂取すること。

WADA:世界アンチ・ドーピング機構をいう。

居場所情報関連義務違反:あらゆる競技者が、義務付けられている居場所情報の適時、正確、及び完全な提供を怠り、及び／又は、不正確な居場所情報を提供することで検査に応じられないようにして、UFC の「居場所情報に関する指針」への順守を怠ること。